しょうがく

# きゅうふきん そう ききゅうふ 奨学のための給付金 (早期給付)





# 申請のしおり

給付金年額のうち4~6月分の早期給付を希望する場合は、指定する日までに申請書類 を学校へ提出してください。

### 1 奨学のための給付金とは

- 授業料以外の教育費を支援する制度です。 【返還不要】
- 給付を希望する場合は、申請書類の提出が必要です。 (希望しない方は、提出する必要はありません。)

#### 2 給付額

給付額は世帯状況により変わります。

課程	世帯状況		給付額
	     		8,075 円
全日制 定時制	生活保護(生業扶助)受給世帯 	(年額 32,300円)	
		<b>公</b> 4 フ	30,525 円
	市町村民税道府県民税所得割額非課税世帯・	第1子	(年額 122,100 円)
	家計急変世帯	笠っ フリル	35,925 円
		第2子以降	(年額 143,700 円)
	<b>★</b> > <b>7</b> / <b>5</b> <del>#</del> / <b>4</b> <del>#</del> <del>#</del> <del>*</del> <b># * * * * * * * * * *</b>	8,075 円	
\— (= () ()	生活保護(生業扶助)受給世帯 	(年額 32,300円)	
通信制	市町村民税道府県民税所得割額非課税世帯・	12,625 円	
	家計急変世帯		(年額 50,500円)

### お問い合わせ

- ① 生徒が在学している学校 または
- ② 埼玉県教育局教育総務部 財務課 授業料・奨学金担当 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 TEL 048-822-5670

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金



検索

**F** 

### 3 対象となる方

次の(1) $\sim$ (3)の要件を基準日(令和6年4月1日)現在ですべて満たしている必要があります。

- (1)「高等学校等就学支援金(又は学び直しへの支援)」の支給を受ける資格を有している生徒(以下「生徒」という。)がいる世帯
- (2) 生活保護を受給している世帯、又は市町村民税・道府県民税所得割額 の合算がO円(非課税)の世帯

(家計急変による経済的理由から、<u>市町村民税・道府県民税所得割</u>額の合算がO円(非課税)に相当する世帯\*を含む。)

(3) 保護者(親権者)が埼玉県内に住所を有している世帯

<留意点>

- 生徒が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費(見学旅行費又は特別育成費)が支給されている場合は、この制度の対象となりません。
- 保護者(親権者)が令和5年1月1日時点で海外におり、住民税が課税されていない場合は、この制度の対象となりません(家計急変世帯を除く。)。
- 保護者(親権者)が埼玉県外に居住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
- \* 「家計急変による経済的理由から、市町村民税・道府県民税所得割額の合算が0円(非課税)に 相当する世帯」とは、保護者それぞれの年収見込額が下表の基準額を下回る世帯をいいます。

世帯構成*	年収基準額	所得基準額		
1人世帯(本人のみ)	1,000,000円	450,000円		
2人世帯	2,043,999 円	1,350,000円		
3人世帯	2,215,999 円	1,470,000円		
4人世帯	2,715,999 円	1,820,000円		
5人世帯	3,215,999 円	2,170,000円		
6人世帯	3,703,999 円	2,520,000円		

\* 世帯構成 = 本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族

例) 父親が母親と子2人を扶養している世帯の場合

父親:4人世帯(本人+母親+子2人)の欄に当てはめる

母親:1人世帯(誰も扶養していないので本人のみ)の欄に当てはめる

### 4 必要な手続き

### (1)申請方法

「(2)申請書類」にある必要な書類を期日までに、学校へ提出してください。 ※ 提出期限については、お通いの学校にお問い合わせ・ご相談ください。

- ~埼玉県在住で県外の学校へお通いの方の提出先~
  - → 千葉、群馬、栃木、茨城県内の公立高校に在学されている方は、お通いの学校からの案内に従ってご提出ください。
  - ◆ 上記以外の公立高校に在学している場合、埼玉県教育局へご提出ください。

### (2) 申請書類 (○:必ず必要、△:必要な世帯もある、-:不要)

世帯の状況に該当する申請書類をご確認ください。

生徒が通う 学校	世帯の状況*	参照 ページ	申請書	振込 口座届	健康 保険証	在学 証明書	課税 証明書	生業扶助 受給証明	:
埼玉県内の ・県立高校	A.生活保護受給世帯	Р3	0	0	_	_	_	0	_
・京立高校	B.非課税世帯	P4	0	0	Δ	_	0	_	_
	C.家計急変世帯	P5	0	0	Δ	_	0	_	0
・国立高校	A.生活保護受給世帯	Р3	0	0	_	0	_	0	_
・埼玉県外 の公立高	B.非課税世帯	P4	0	0	Δ	0	0	<u> </u>	_
校	C.家計急変世帯	P5	0	0	Δ	0	0	_	0

- \*世帯の状況は、以下の日付時点、又は期間で該当するか判断します。
  - ▶ 生活保護受給世帯 R6.4.1 時点
  - ▶ 非課税世帯 R4.1.1~R4.12.31の収入状況
  - 家計急変世帯 R6.4.1 以前の家計急変

#### 【R6.4.1 現在】

## A. 生活保護(生業扶助)世帯の方が提出するもの

#### 全員必要

- ① 申請書(埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書)
  - ▶ 記入方法は、世帯別の「記入例」(10ページ)を参照してください。

#### 全員必要

- ② 振込口座届 (様式第5号「埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届」)
  - ▶ 通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。
    - ※ 生徒本人、又は、保護者の口座を指定してください。 (生徒又は保護者以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。在学する学校 へご連絡ください。)

#### 全員必要

- ③ 生業扶助受給証明書(様式第6号)
  - ▶ 福祉事務所で発行する「生活保護受給証明書」の提出に代えることもできます。
    - ※ R6.4.1 以降に福祉事務所で証明を受けたものに限ります。

### 埼玉県外に通学の方のみ 提出

- ④ 生徒本人の在学証明書
  - ▶ 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。
    - ※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

### 【R4.1.1~R4.12.31の収入】

# B.非課税世帯の方が提出するもの

### 全員必要

- ① 申請書 (埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書)
  - ▶ 記入方法は、世帯別の「記入例」(11~12ページ)を参照してください。

### 全員必要

- ② 振込口座届 (様式第5号「埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届」)
  - ▶ 通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。
    - ※ 生徒本人、又は、保護者の口座を指定してください。 (生徒又は保護者以外の場合、別途「委任状」提出が必要です。学校へご連絡ください。)

### 全員必要

### ③ 令和 5 年度(4年分) 非課税証明書等

➤ 保護者全員分の令和 5 年度の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が 記載されている書類(以下 a~c のいずれか)を提出してください。

	提出書類(いずれか1つ)	取得方法
а	令和 5 年度課税証明書	市町村役場の窓口で取得できます。
b	令和 5 年度 特別徴収税額決定(変更)通知書	主に会社員の方へ毎年6月頃勤務先を通じて 配布されます。
С	令和 5 年度納税通知書	自営業者や住民税を直接納付している方へ市 町村から送付されます。

#### 【提出する上での留意点】

- 証明書類等は、原則保護者(親権者)全員分が必要です。
  - ⇒ 控除対象配偶者分の省略はできません。(例:父母がいる場合は父と母の両方分)
- ◆ やむを得ず、書類の提出が困難な場合は、学校へご相談ください。
- 「a 課税証明書」について
  - ⇒ 写しを提出する場合は、記載された部分が切れないように写しを取ってください。 (確認箇所:氏名・年度・市町村民税所得割・道府県民税所得割)
  - ⇒ 確定申告が必要な方は、申告を済ませた後の証明書をご提出ください。

### 扶養している兄弟姉妹がいる方のみ 提出

- ④ 兄弟姉妹の健康保険証(写)※生徒本人分は不要
  - ▶ 生徒本人に兄弟姉妹(中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養親族)がいる世帯のみ提出してください。
    - ※ 保険証の被保険者や世帯主が申請者と異なる場合は、扶養誓約書(学校から受領)をご提出ください。

### 埼玉県外に通学の方のみ 提出

- ⑤ 生徒本人の在学証明書
  - ▶ 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。
    - ※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

### 【R6.4.1 以前の家計急変】

### 家計急変世帯の方が提出するもの

### 全員必要

- ① 申請書 (埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書)
  - ▶ 記入方法は、世帯別の「記入例」(13~14ページ)を参照してください。

### 全員必要

- ② 振込口座届 (様式第5号「埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届」)
  - ▶ 通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。
    - ※ 生徒本人、又は、保護者の口座を指定してください。 (生徒又は保護者以外の場合、別途「委任状」提出が必要です。学校へご連絡ください。)

### 全員必要

- ③ 令和 5 年度(4年分) 課税証明書等
  - ➤ 保護者全員分の令和 5 年度の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が 記載されている書類(以下 a~c のいずれか)を提出してください。

	提出書類(いずれか1つ)	取得方法
а	令和 5 年度課税証明書	市町村役場の窓口で取得できます。
b	令和 5 年度 特別徴収税額決定(変更)通知書	主に会社員の方へ毎年6月頃勤務先を通じて配布されます。
С	令和 5 年度納税通知書	自営業者や住民税を直接納付している方へ市 町村から送付されます。

#### 【提出する上での留意点】

- 証明書類等は、原則保護者(親権者)全員分が必要です。
- ⇒ 控除対象配偶者分の省略はできません。(例:父母がいる場合は父と母の両方分)
- ◆ やむを得ず、書類の提出が困難な場合は、学校へご相談ください。
- 「a 課税証明書」について
  - ⇒ 写しを提出する場合は、記載された部分が切れないように写しを取ってください。 (確認箇所:氏名・年度・市町村民税所得割・道府県民税所得割)
  - ⇒ 確定申告が必要な方は、申告を済ませた後の証明書をご提出ください。



次ページに続く

### 全員必要

### ④ 家計急変の発生事由や収入状況を証明する書類

▶ 非課税ではない保護者全員分の書類(以下 a~c のいずれか)を提出してください。

蕦	(計急変の事由	必要書類	具体例
а	給与・所得の減少	家計急変後の収入を 証明する書類	<ul> <li>▶ 直近3か月分の給与明細書の写し</li> <li>▶ 給与支払者による給与支払(見込)証明書(15ページ参照)</li> <li>▶ 事業所得証明書(16ページ参照)</li> <li>▶ 税理士又は公認会計士作成の年収見込を証明する書類等</li> </ul>
b	離職•破産	無職・無収入を証明 する書類 ※ 定年退職等は家計 急変事由の対象外	<ul> <li>▶ 離職票</li> <li>▶ 廃業等届出</li> <li>▶ 解雇通告書</li> <li>▶ 罹災証明書</li> <li>▶ 破産宣告通知書</li> <li>▶ 診断書</li> <li>▶ 非課税証明書</li> <li>▶ 雇用保険受給資格者証</li> </ul>
С	離別・死別 (R5.1.1~ R6.4.1 間に 発生したも のに限る)	①離別・死別を証明する書類 及び ②家計急変後の収入 を証明する書類	①離別・死別を証明する書類     離婚届受理証明書     死亡診断書 等     電類の提出が困難な場合     ⇒離別死別した時期を学校担当者に     お知らせください。(様式任意) 及び ②家計急変後の収入を証明する書類     収入がある場合は、それを証明する書類を     提出してください。(上記 a 参照)

### 課税証明書で現在の扶養親族の人数を証明できない場合のみ 提出

### **⑤ 扶養親族全員分の健康保険証等の写し**

### 扶養している兄弟姉妹がいる方のみ 要提出

- 6 **兄弟姉妹の健康保険証(写)**※生徒本人分は不要
  - ▶ 生徒本人に兄弟姉妹(中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養親族)がいる世帯のみ提出してください。
    - ※ 保険証の被保険者や世帯主が申請者と異なる場合は、扶養誓約書(学校から受領)をご提出ください。

### 埼玉県外に通学の方のみ 提出

- ⑦ 生徒本人の在学証明書
  - ▶ 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。
    - ※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

### 5 給付(振込)先

給付金振込口座届(様式第5号)で指定した口座に振り込みます。

### 6 申請・給付時期

- ▶ 令和6年6月末以降に、指定した口座に振り込みます。
  - ※ 申請書の提出が遅れた場合や、提出書類に不備がある場合など、審査状況によって給付時期が遅れる可能性があります。
- ▶ 申請と給付の時期については、下部の図を参考にしてください。

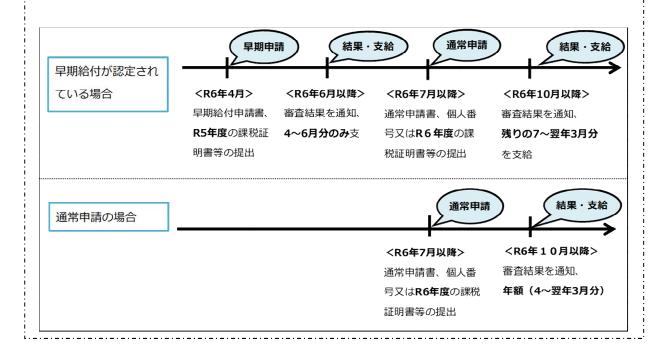
### 【早期給付】

給付金の年額の1/4(4月~6月分)を新入生の入学時に、前倒し給付するものです。

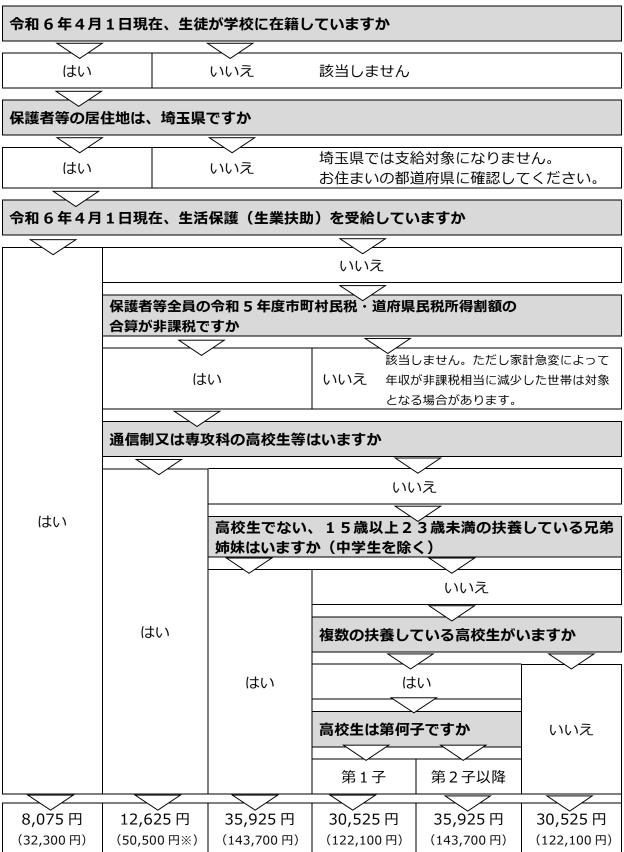
- ▶ 令和5年度の税額等で受給の可否を審査をします。
- ▶ 残りの年額の3/4(7月~翌年3月分)を受給するためには、7月以降に再度ご案内する【通常申請\*】で再度の申請が必要です。

#### \*【通常申請】

- (1) 早期給付を受給している場合
  - ▶ 給付金の年額の3/4(7月~翌年3月分)を給付するものです。
  - ▶ 令和6年度の税額等で受給の可否を再度審査します。
- (2) 早期給付を受給していない場合
  - ▶ 給付金の年額を給付するものです。
  - 令和6年度の税額等で受給の可否を審査します。
    - ※ 令和 6 年度が非課税であれば、早期給付を申請しなくても通常申請によって年額を受給できます。



### 7 奨学のための給付金の給付額チェックフロー

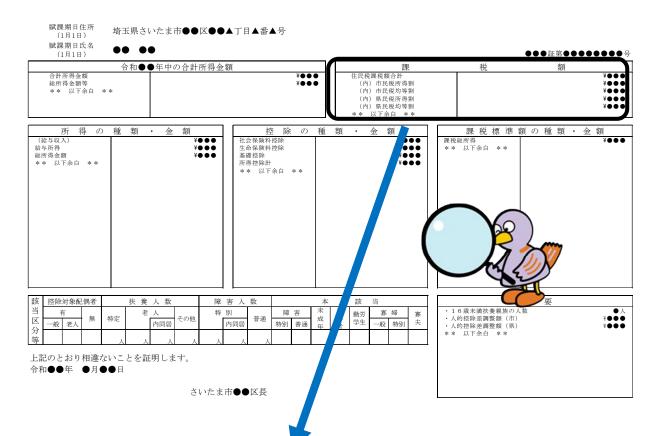


通信制・専攻科の高校生に対する給付額。兄弟に全日制・定時制に通う高校生がいる場合は、 その兄弟に対する給付額は第2子以降の単価と同額。()内は年額。

### よくある質問と回答

#### 質問 課税証明書の見方について教えてほしい

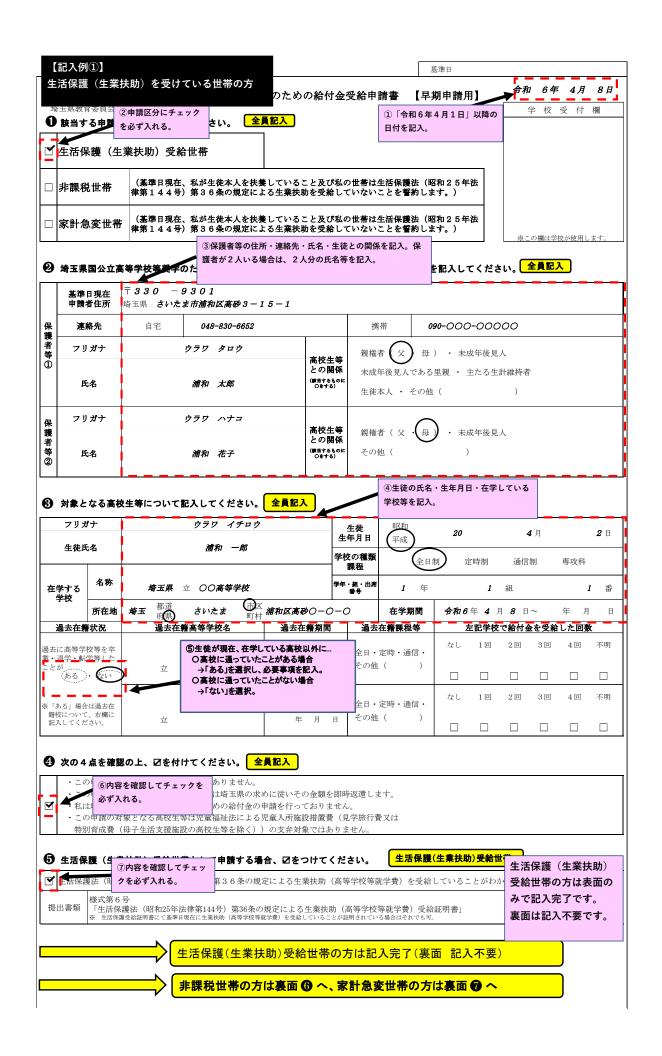
#### 令和 5 年度課税証明書

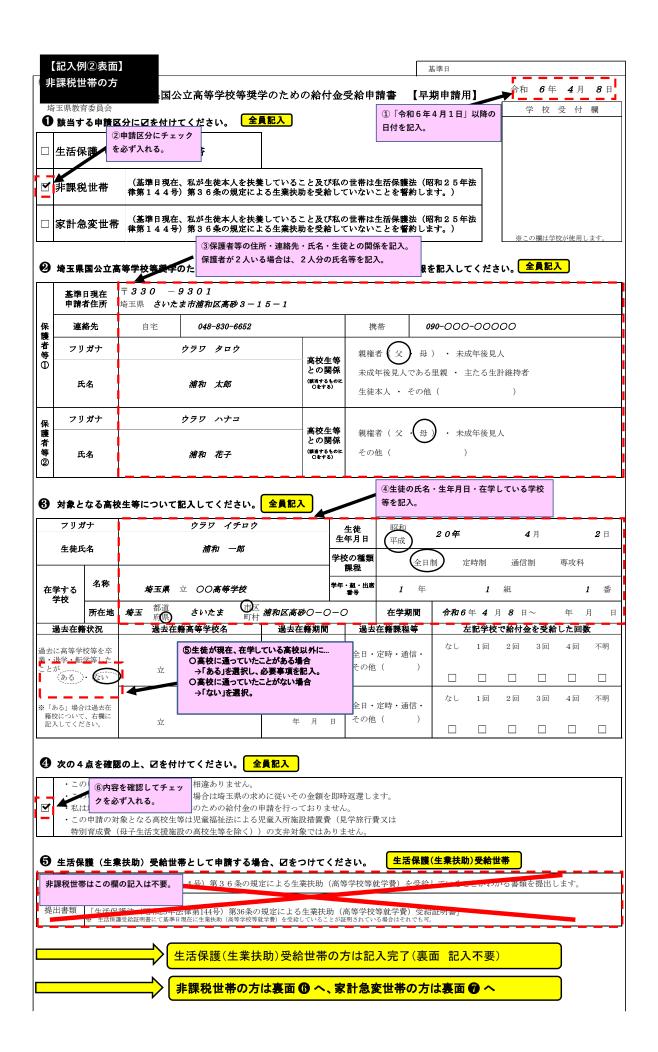


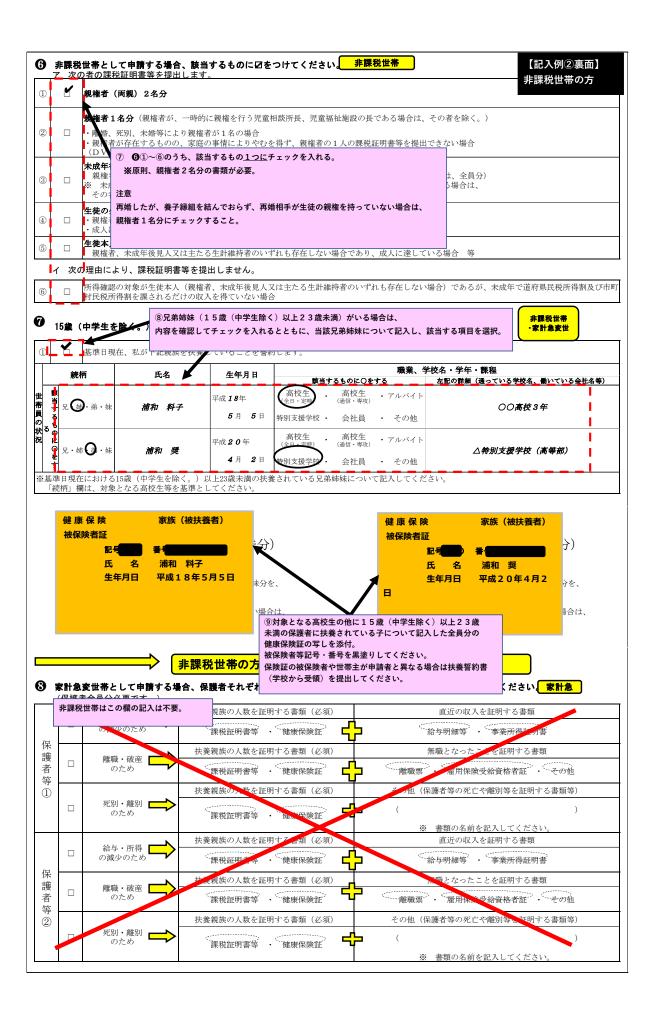
	課	税	額		
		<b>说源移場前</b>		税源移赔债	
住民税馬税額合計		1	<b>F000</b>		<b>#000</b>
(内)市民稅所得割額		•	<b>#000</b>		¥000
(内)市民稅均等割額		;	<b>*000</b>		<b>#000</b>
(内)県民税所得割額			<b>#000</b>		¥000
(内) 県民税均等割額			<b>*000</b>		¥000

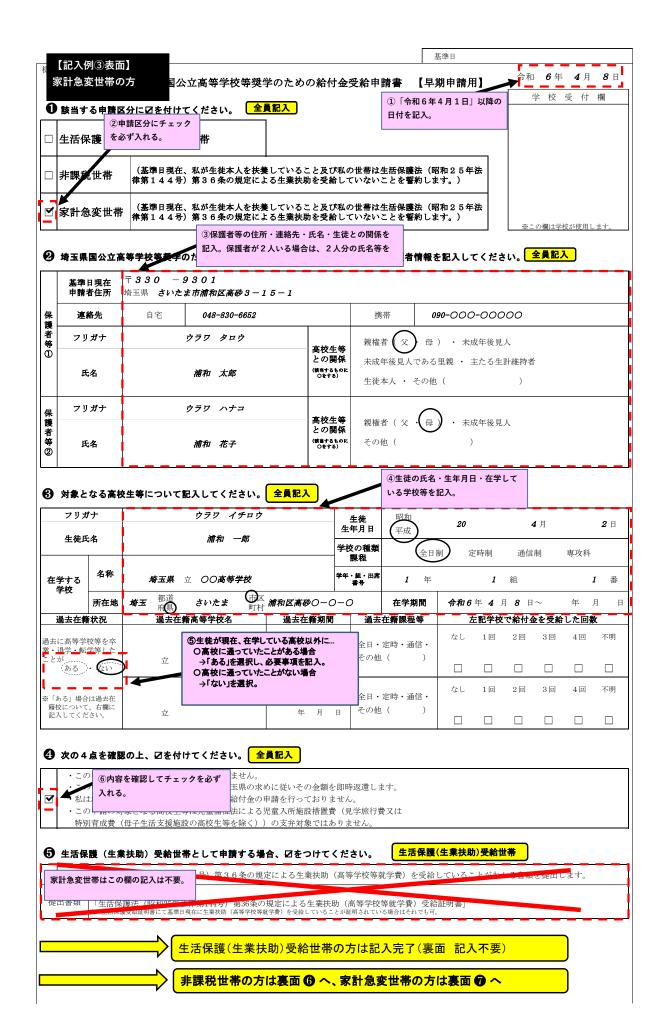
「市町村民税所得割」と「県民税所得割」の合算が0円であれば給付金対象世帯です。

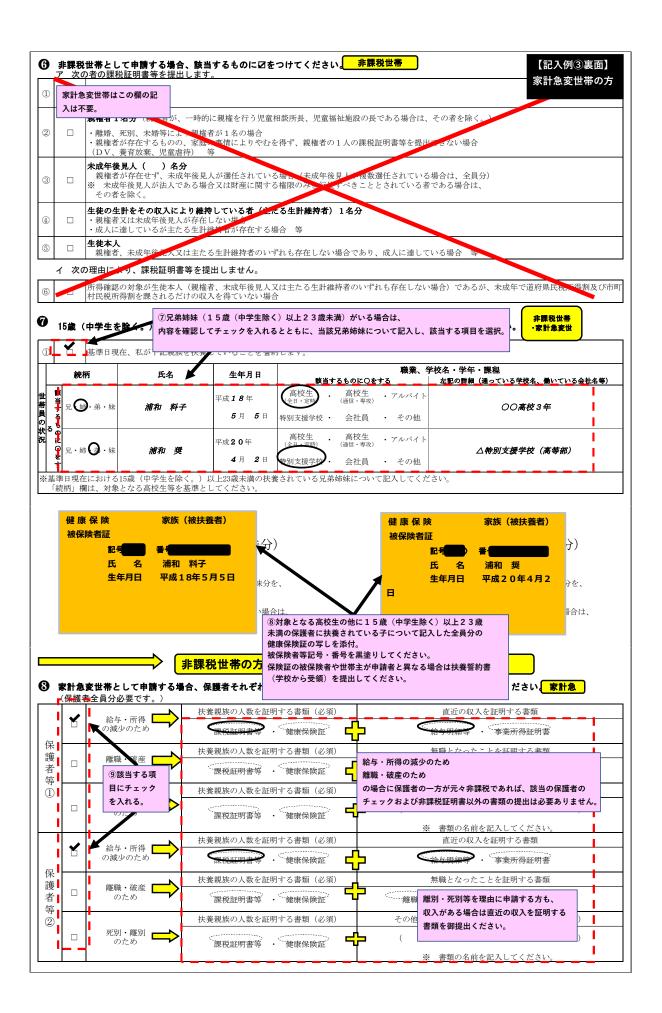
- ※ 「市町村民税均等割」と「県民税均等割」は0円でなくても構いません。
- ※ 上の図はさいたま市の様式です。お住まいの市町村により証明書の名称が異なります。

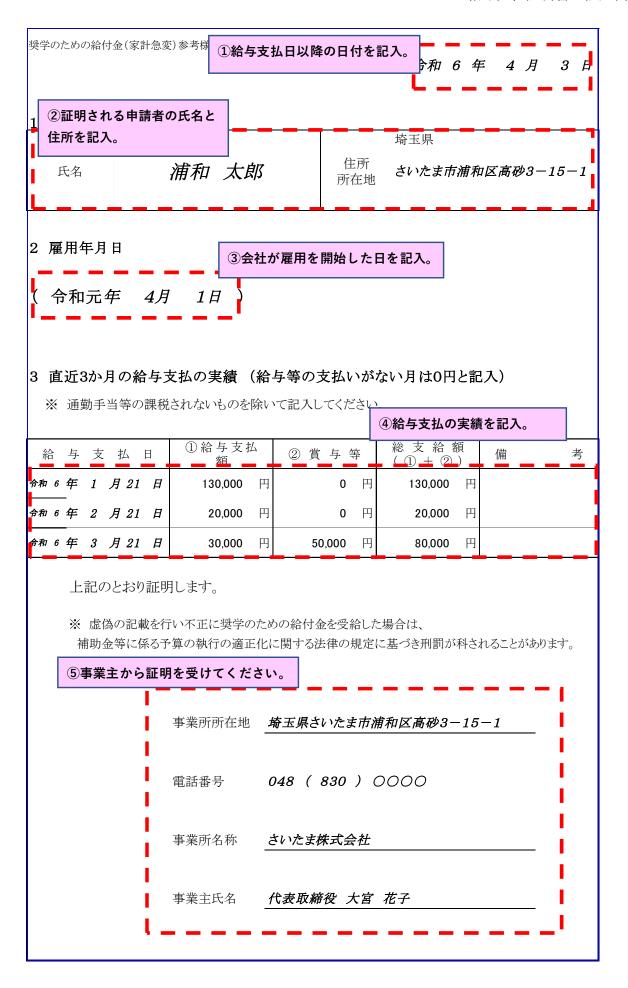












学のだ	こめの	給付金	ⓒ(家言	計急変)参考様式				を書く。	<b>一</b>	`和 6 年	(記入 4月3日 	· <u> </u>
2	証明	され	る申	請者の氏名と信	主所を		待	証明書				_
								埼	玉県			
	氏名			浦	和	太郎		住 所 き	いたま	市浦和区高码	<b>沙</b> 3-15-1	
-		_	_		_		-					
直	近14	年間	にお	おける各月の収	人人	及び支出の状況	况					
				合与は、「②仕入  直近1年間の状					者給与	を含む。)		
年	,•\		月	①収入(売上		② 仕 入・経		<b>③直近</b> 0	収入	及び支出の状	況を記入。	考
和 5	年	_ 4	月	500,000	円	220,000	円	280,000	円			
	年	5	月	400,000	円	186,000	円	214,000	円			
	年	6	月	685,000	円	330,000	円	355,000	円			
	年	7	月	580,000	円	300,000	円	280,000	円			
	年	8	月	0	円	0	円	0	円			
	年	9	月	0	円	0	円	0	円			
	年	10	月	70,000	円	40,000	円	30,000	円			
	年	11	月	60,000	円	30,000	円	30,000	円			
	年	12	月	50,000	円	25,000	円	25,000	円			
和 6	年	1	月	40,000	円	20,000	円	20,000	円			
	年	2	月	30,000	円	15,000	円	15,000	円			
_	年	3	月	20,000	円	10,000	円	10,000	円			
	*	虚偽	の記 <u>等に</u>	証明します。 載を行い不正に当 <u>係る予算の執行の</u> <b>主から証明を受</b>	けて	「化に関する法律 ください。	の規	定に基づき刑罰ス	-		す。	
事業所所在地 <b>埼玉県さいたま市浦和区高砂3</b> -15-1 電話番号 <b>048 ( 830 ) ○○○○</b> 事業所名称 <b>株式会社URAWA</b>												
				L.	事業	主氏名 <b>代表</b>	<b>麦取</b> 和	穿役 浦和 太郎 	<b>N</b>			

非課税用

令和 6年 4月 5日

# 扶養誓約書

私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

扶養者住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
ふりがな	うらわ たろう
扶養者氏名	浦和 太郎

ふりがな	うらわ りょうこ
被扶養者氏名	浦和 料子
ふりがな	うらわ しょう
被扶養者氏名	浦和 奨
ふりがな	
被扶養者氏名	

保険証を提出できない。保険証の被保険者や世帯主が申請者と異なる理由を記載してください。

(非課税世帯として申請する場合は、上記「被扶養者」の税制上の扶養者が申請者である必要があります。)

記入例 国民健康保険であり、世帯主が祖父となっているため 転職によって発行日が基準日以降の保険証となってしまったため

家計急変用 令和6 年 4 月 5 日 埼玉県教育委員会 御中 ふりがな うらわ たろう 申請者氏名 浦和 太郎 健康保険証貼付台紙 (兼 扶養誓約書) 下記の者については、私が主として扶養していることを誓約します。 ○**生徒本人**について、記入してください。 **∓** 330−9301 ふりがな うらわ いちろう 被扶養者住所 被扶養者氏名 (生徒住所) ※ 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 浦和 一郎 (生徒氏名) ※以下「被扶養者住所」欄は、生徒本人と異なる住所に居住している場合のみ、記入してください。 ふりがな うらわ りょうこ 被扶養者住所 被扶養者氏名 浦和 料子 ふりがな うらわ しょう 被扶養者住所 被扶養者氏名 浦和 奨 \*\* ふりがな 被扶養者住所 被扶養者氏名 \* 健康保険証貼り付け欄 健康保険証貼り付け欄 健康保険 家族(被扶養者) 健康保険 家族 (被扶養者) 被保険者証 被保険者証 記号 番号 番号 記号番号 氏 名 浦和 一郎 氏 名 浦和 料子 平成20年4月2日 生年月日 生年月日 平成18年5月5日 被保険者 浦和 太郎 被保険者 浦和 太郎 健康保険証貼り付け欄 健康保険証貼り付け欄 健康保険 家族 (被扶養者) ※上記に記入した被扶養者分を すべて添付してください。 被保険者証 記号番号 被保険者記号・番号等は 復元できないよう黒く塗りつぶすこと。 浦和 奨 氏 名 生年月日 平成20年4月2日 被保険者 浦和 太郎 【備考】保険証の提出ができない場合、保険証の被保険者や世帯主が申請者と異なる場合は 理由を記載してください。 (離婚・死亡以外の事由の場合、上記「被扶養者」の税制上の扶養者が申請者である必要があります。) 記入例 国民健康保険であり、世帯主が祖父となっているため 転職によって発行日が基準日以降の保険証となってしまったため

離婚・死亡後、保険証の切り替えができていないため

申請者全員が必ず提出してください。

- ※ 本様式の提出がない場合は、奨学のための給付金が支給されません。
- ※ 申請後に口座に変更があった場合は、速やかに学校担当者まで申し出てください。

様式第5号(第5条)

(宛先)

令和 年 月 日

埼玉県教育委員会

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届

申請者(保護者等)氏名	
支給対象高校生等氏名	
支給対象高校生等在籍校名	

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金については、下記の口座に振り込んでください。

記

金融機関名				支店名				
口座番号	普通預金							
口应夕美	フリカ゛ナ							
口座名義	名 前							

#### 記入上の注意

- 1 口座名義は、原則申請者(保護者等)本人の名義とすること。
- 2 預金通帳等の写し等、口座番号等の上記内容が確認できるものを下部に添付すること。
- 3 振込口座名義が保護者又は生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要であるため、 在学する学校へ連絡してください。

### 預金通帳等添付欄

※ 通帳見開き部分(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義(カナ)等が書いてあるページ)の写しを添付してください。

※ 令和6年4月1日現在で生活保護を受給している場合は、お住まいの市町村役場で生業扶助(高等学校等就学費)の受給対象かどうかを確認し、生業扶助の受給対象であれば、この様式又は生活保護受給証明書で生業扶助の受給対象であることの証明を受けてください。

様式第6号(第5条)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

令和 年 月 日

福祉事務所長

次の世帯が、令和6年4月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の 規定による「生業扶助(高等学校等就学費)」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名			住所					
世帯員氏名								
	氏	名	続柄	生年月日	保護開	始日		
					年	月	日	
					年	月	日	
					年	月	日	
					年	月	日	
					年	月	日	
					年	月	日	
					年	月	日	
	証明書の使用目的 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金の受給手続きのため							
	備考							